

オミクロン株の感染急拡大を踏まえた対応方針

オミクロン株の感染急拡大を踏まえ、今後、想定を上回る受入病床・宿泊療養施設の逼迫が想定されるため、療養体制の最適化を図り、患者への治療機会を最大限確保。

府における入院・療養の考え方(目安)

新型コロナウイルス感染症対策協議会(R3年11月19日)を改定。今後の状況に応じて随時運用を見直すこととする

入院勧告・措置の対象にかかる感染症法政令・省令

○都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症の患者に対し感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

入院・措置することができる対象を、①～⑨に限定することとする。

- ①65歳以上の者
- ②呼吸器疾患を有する者
- ③腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤妊婦
- ⑥現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
- ⑦新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者
- ⑨これら以外の者であって当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項(※)を守ることにより同意しないもの

(※) 指定された期間、内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
指定された期間、場所から外出しないこと
新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認められる事項

府における入院・療養の考え方

※オミクロン株の感染急拡大を踏まえ、下線部を追加

○左記①～③については、以下の考え方を参考に保健所で療養方法等を決定。

第六波における対応(病床のフェーズ4以上)	
入院	<p>以下のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則65歳以上で発熱が続くなどの症状がある患者(外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く) ・$93\% < SpO_2 < 96\%$または息切れや肺炎所見あり(中等症Ⅰ) ・$SpO_2 \leq 93\%$(中等症Ⅱ)は緊急対応 ・重症化リスクのある患者(BMI30以上や基礎疾患等)で発熱が続くなどの症状がある患者(外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く) ・その他中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする者 <p>(※1)上記に該当しない者でも、保健所や入院フォローアップセンターが、患者を診察した医師の意見を踏まえ必要と判断した者は入院とする。 (※2)コロナ治療を終え、症状が安定した患者は宿泊療養に切替える。</p>
宿泊療養	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の患者で入院を要しない者は原則宿泊療養 ・40歳未満については、重症化リスクのある患者(BMI25以上や基礎疾患等。無症状含む)や自宅において適切な感染対策が取れない患者等を優先 ・ADLが自立しており、集団生活のルールが遵守できる者 ・中和抗体治療の対象となる患者や重症化リスクのある患者は診療型宿泊療養施設を優先
自宅療養	<ul style="list-style-type: none"> ・原則40歳未満で重症化リスクがなく、感染管理対策が可能な者 (※3)同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる者は宿泊療養も可とする。

オミクロン株の感染急拡大を踏まえた対応方針

●参考 府における入院・療養の考え方 新旧対照表

※オミクロン株の感染急拡大を踏まえ、今後、受入病床・宿泊療養施設が逼迫することが想定されるため、下線部を追加等

旧 (R3年11月19日協議会)		新	
	基本 (病床のフェーズ1～3程度)	感染拡大時の対応 (概ねフェーズ4以上)	第六波における対応 (病床のフェーズ4以上)
入院	以下のいずれかに該当 ・原則 65歳以上 ・ 93% < SpO2 < 96% または息切れや肺炎所見あり (中等症 I) ・ SpO2 ≤ 93% (中等症 II) は緊急対応 ・ BMI25以上 を目安 ・その他中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする者 (※) 上記に該当する者でも無症状又は軽症者については、保健所が、患者を診察した医師や入院フォローアップの医師と適宜協議し、可能な場合、宿泊療養とする。 また、症状が安定した患者は宿泊療養に切替える。	※基本的には同左だが以下のみ変更 ・ BMI30以上	以下のいずれかに該当 ・原則 65歳以上 で発熱が続くなどの症状がある患者 (外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く) ・ 93% < SpO2 < 96% または息切れや肺炎所見あり (中等症 I) ・ SpO2 ≤ 93% (中等症 II) は緊急対応 ・ 重症化リスクのある患者 (BMI30以上や基礎疾患等) で発熱が続くなどの症状がある患者 (外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く) ・その他中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする者 (※1) 上記に該当しない者でも、保健所や入院フォローアップセンターが、患者を診察した医師の意見を踏まえ必要と判断した者は入院とする。 (※2) コロナ治療を終え、症状が安定した患者は宿泊療養に切替える。
宿泊療養	●入院を要しない者は原則 宿泊療養 ・原則 65歳未満 でADLが自立しており、入院を必要とする基礎疾患等がない者 ・集団生活のルールが遵守できる者 ・中和抗体治療の対象となる者や重症化リスクのある患者は診療型宿泊療養施設を優先	●入院を要しない者は 原則宿泊療養 ※基本的には同左だが以下のみ追加 ・ BMI25以上	・ 40歳以上の患者 で入院を要しない者は 原則宿泊療養 ・ 40歳未満については、重症化リスクのある患者 (BMI25以上や基礎疾患等。無症状含む) や自宅において適切な感染対策が取れない患者等を優先 ・ADLが自立しており、集団生活のルールが遵守できる者 ・中和抗体治療の対象となる患者や重症化リスクのある患者は診療型宿泊療養施設を優先
自宅療養	・原則 65歳未満 で入院を必要とする基礎疾患等がなく、感染管理対策が可能な者 ・同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者のない者	同左	・原則 40歳未満 で重症化リスクがなく、感染管理対策が可能な者 (※3) 同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる者は 宿泊療養も可とする。